

厚生労働大臣の定める掲示事項等 2024-06-01

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院の入院病棟は療養病棟入院料1を算定しており、患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置し、交代で 24 時間看護を行っています

看護職員一人あたりの受け持ち患者数(看護職員の1日あたりの勤務数)

	9:00-17:00	17:00-1:00	1:00-9:00
3F 病棟 (8人/日)	8 人以内	24 人以内	24 人以内
4F 病棟 (9人/日)	8 人以内	25 人以内	25 人以内
5F 病棟 (8人/日)	9 人以内	25 人以内	25 人以内

2. 施設基準等に係る届出について

当院は北海道厚生局長へ下記の届出を行っております

1)基本診療料

- ・療養病棟入院料1
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・感染対策向上加算3
- ・連携強化加算
- ・サーバイランス強化加算
- ・看護補助体制充実加算1

2)特掲診療料

- ・薬剤管理指導料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・在宅時医学総合管理料
- ・施設入居時等医学総合管理料
- ・16 列以上 64 列未満マルチスライス CT
- ・ニコチン依存症管理料
- ・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・胃瘻造設術
- ・人工腎臓



厚生労働大臣の定める揭示事項等 2024-06-01

3)入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に関わる事項

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温にて提供しております

入院時食事療養費の標準負担額に関する事項

70歳未満	70歳以上	標準負担額(1食あたり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	490円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年の入院90日以内	230円
		過去1年の入院90日超※要申請	180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

※指定難病 280円

入院時生活療養費の標準負担額に関する事項

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	一般の患者		490円	370円
	指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		280円	0円
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ		230円	370円
	低所得者Ⅱ (重篤・集中的治療等)	過去1年の入院90日以下	230円	370円
		過去1年の入院90日超※要申請	180円	370円
	低所得者Ⅱ(指定難病)	過去1年の入院が90日以下	230円	0円
過去1年の入院が90日超※要申請		180円	0円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ		140円	370円
	低所得者Ⅰ(重篤・集中的治療等)		110円	370円
	低所得者Ⅰ(指定難病) 低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 境界層該当者		110円	0円



厚生労働大臣の定める揭示事項等 2024-06-01

3. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

4. 保険外負担に関する事項について

別紙「保険外料金一覧」にてご確認ください

5. その他

・ニコチン依存症管理料に関する事項

当院では禁煙治療を実施しております
病院敷地内は全面禁煙です

・一般名処方加算に関する事項

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして一般名処方を行っています

・生活習慣病管理料に関する事項

患者さんの状態に応じて、28日以上長期処方またはリフィル処方箋の発行が可能です

・看護補助体制充実加算に関する事項

当院では、看護師の負担軽減および処遇改善のため、以下の取り組みを行っています

看護師の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

- 看護職員の勤務状況の把握、業務量の調整
- 多職種との業務分担、看護補助者の配置
- 多様な勤務形態の導入、妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
- 夜勤負担の軽減

・医療情報取得加算に関する事項

オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します

